

※学生も対象です

## 教員の皆様へ

### 研究助成団体等からの助成金の取扱いについて

研究助成団体等から教員個人（教育研究助手、学芸研究員、テクニカルインストラクター、学術インストラクター、非常勤講師、（いずれも「雇用・委嘱」ともを含む）へ交付されるの助成金（寄附）については、その助成金が

- ① 当該教員の職務上の教育研究に対する場合  
または
- ② 当該助成金に係る教育研究を本学の施設等  
を使用して実施する場合

は、個人等の銀行口座で私的に経理することはできません。

その助成金は教員（教育研究助手、学芸研究員、テクニカルインストラクター、学術インストラクター、非常勤講師、（いずれも「雇用・委嘱」ともを含む）から改めて大学に寄附していただき、大学で管理（機関経理）することになりますのでご留意願います。

なお、上記の①または②の場合において、個人経理を行うと、その時点で「不適切な処理」として判断されますので、ご注意ください。

# 助成金の経理方法 判定フローチャート

研究助成団体等から教員個人（教育研究助手、学芸研究員、テクニカルインストラクター、学術インストラクター、非常勤講師（いずれも「雇用・委嘱」とも）を含む）への助成金である

① 当該教員の職務上の教育研究に対する助成金である

（例）藝大における作品の制作、展覧会や演奏会等のイベントの企画・運営等、藝大の教員として行っている活動に対する助成金

はい

教員から大学に寄附【機関経理】  
※各部局の会計担当者へお申し出ください。

いいえ

② 本学の施設等を使用して実施する

はい

いいえ

【個人経理】